

## 音楽福祉工房はればれ 規約

### 【名称】

第 1 条 この団体は、音楽福祉工房はればれ（略称はればれ）と称する。

### 【所在地】

第 2 条 音楽福祉工房はればれは、京都市内に 事務所をおく。

### 【目的】

第 3 条 この団体は、高齢者、障害者、児童の福祉の分野で、生活や人生の質（QOL）や日常生活動作（ADL）を高める力、生きていく元気をつくり出す力を「訪問型コンサート」の実践などを通して音楽家と社会を結び、ほんものの音楽をゆったりと楽しんでもらって社会生活に潤いをもたらすことを目的とする。

### 【事業】

第 4 条 本団体の事業を以下に示す。

- (1) 各施設に出向き、音楽活動を実施する。
- (2) 活動実施可能なコンサート会場の発掘。
- (3) 聴き手に応じた音楽プログラムの開発。
- (4) その他、本団体の目的に適合する事業。

### 【会員】

第 5 条 会員は、本団体の目的に賛同し、事業の実施に協力する個人または団体から成る。

### 【入会】

第 6 条 入会は、事務局が入会を決定することによってできる。

### 【退会】

第 7 条 退会は、事務局に退会を申し出ることによって、もしくは、事務局が退会を決定することによってできる。

### 【会費】

第 8 条 会員には、会費の負担を求めないものとする。

### 【事務局】

第 9 条 事務局は、植村照音楽工房が担当する。

**【活動経費】**

第 10 条 活動に必要な経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

**【事業年度】**

第 11 条 この団体の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

**【改正手続き】**

第 12 条 本規約の改正は、事務局が行う。

**附則**

1. この規約は平成 29 年 3 月 20 日から施行する。
2. この規約の一部を改訂し、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。